

第 22 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 6 年 3 月 12 日午後 2 : 00 ~
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第 1 号議案 京都海区漁業調整委員会指示について

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における知事
管理漁獲可能量について

【第 2 号議案資料】

第 3 号議案 かごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

【第 3 号議案資料】

3 報告事項

(1) 第 43 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【報告事項 (1)】

(2) 大中型まき網漁業との調整について

【報告事項 (2)】

(3) 令和 5 年度第 22 期京都海区漁業調整委員会の活動報告について

【報告事項 (3)】

(4) 令和 6 年度第 22 期京都海区漁業調整委員会の予定について

【報告事項 (4)】

4 その他

5 閉 会

第 22 期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

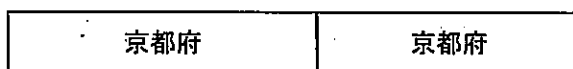
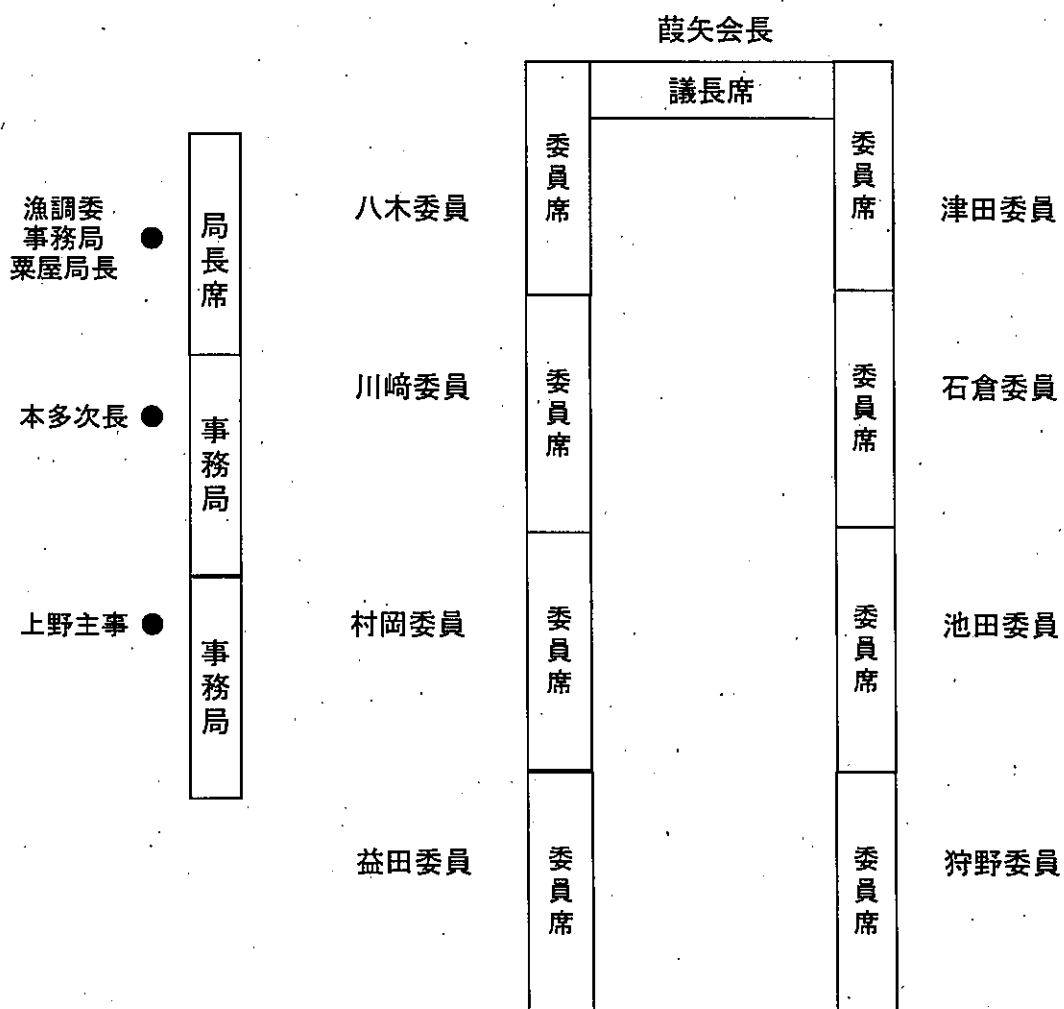
役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会

(第22回 委員会配席図)

令和6年3月12日(火)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室



○ ○ ○ ○

海洋センター 水産事務所漁政課
宮嶋研究部長 尾崎副主査 廣岡係長 戸嶋課長



○

舞鶴市
農林水産振興課
真下係長

京都海区漁業調整委員会指示について

【理由】

令和6年3月31日に期限終了となる京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号の更新について、御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料1-1 京都海区漁業調整委員会指示第67号、第68号の更新に向けて
- 資料1-2 京都海区漁業調整委員会指示第69号(案)新旧対照表
- 資料1-3 京都海区漁業調整委員会指示第69号(案)第70号(案)

京都海区漁業調整委員会指示第 67 号、第 68 号の更新に向けて

1 第 67 号「火光利用釣漁法の制限」について

[事務局案]

①現行の 1-(1)で定めている冠島周辺西側の禁止区域について、本年 1 月から施行された第 15 次漁場計画により、当該区域内に定置漁業権が設定されないことに伴い保護対象の定置漁具が無くなるため、定置漁業権と同様、設定しないがたちで更新、その他の事項については現行内容で更新のうえ、京都海区漁業調整委員会指示第 69 号として発動する。

上記案について、京都府漁協本所指導課及び各支所を經由し関係漁業者へ意見聴取のためアンケートを実施した結果、特に意見等はありませんでした。

②有効期間は R9.3.31 までとする。

更新後の指示一覧図について、一部の図及び表記を削除又は訂正する。

2 第 68 号油餌釣漁法及びはえなわの制限」について

[事務局案]

①現行内容で更新のうえ京都海区漁業調整委員会指示第 70 号として発動する。

②有効期間は R9.3.31 までとする。

京都海区漁業調整委員会指示第 69 号 (案) 新旧対照表

現行 (第 67 号)		更新後 (第 69 号)	
<p>漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。</p> <p>(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)</p> <p>1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならぬ。</p>		<p>漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。</p> <p>(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)</p> <p>1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならぬ。</p>	
<p>海域</p>	<p>1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備</p>	<p>海域</p>	<p>1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備</p>
<p>1 京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸崎突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅)の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の A1、A2、A3、A4 及び A5 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 (ただし、3 月 16 日から 8 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>A1 (略)</p> <p>A2 (略)</p> <p>A3 (略)</p> <p>A4 (略)</p>	<p>(1) から(3)までの海域： 火光使用禁止 (4)の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>	<p>京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸崎突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅)の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 及び(2)の海域： 火光使用禁止 (3)の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	<p><u>A5 (略)</u></p> <p>(2) 次の <u>B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8</u> 及び <u>B9</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>B1 (略)</u></p> <p><u>B2 (略)</u></p> <p><u>B3 (略)</u></p> <p><u>B4 (略)</u></p> <p><u>B5 (略)</u></p> <p><u>B6 (略)</u></p> <p><u>B7 (略)</u></p> <p><u>B8 (略)</u></p> <p><u>B9 (略)</u></p> <p>(3) 次の <u>C1、C2、C3、C4、C5、C6、C7、C8、C9、C10、C11、C12、C13、C14、C15、C16、C17</u> 及び <u>C18</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 (ただし、共同漁業権京共第 22 号の区域については、9月1日から翌年5月31日までの間に限る。)</p> <p><u>C1 (略)</u></p> <p><u>C2 (略)</u></p> <p><u>C3 (略)</u></p>		<p>(1) 次の <u>A1、A2、A3、A4、A5、A6、A7、A8</u> 及び <u>A9</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>A1 (略)</u></p> <p><u>A2 (略)</u></p> <p><u>A3 (略)</u></p> <p><u>A4 (略)</u></p> <p><u>A5 (略)</u></p> <p><u>A6 (略)</u></p> <p><u>A7 (略)</u></p> <p><u>A8 (略)</u></p> <p><u>A9 (略)</u></p> <p>(2) 次の <u>B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8、B9、B10、B11、B12、B13、B14、B15、B16、B17</u> 及び <u>B18</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 (ただし、共同漁業権京共第 22 号の区域については、9月1日から翌年5月31日までの間に限る。)</p> <p><u>B1 (略)</u></p> <p><u>B2 (略)</u></p> <p><u>B3 (略)</u></p>
--	--	--	---

	<u>C4 (略)</u> <u>C5 (略)</u> <u>C6 (略)</u> <u>C7 (略)</u> <u>C8 (略)</u> <u>C9 (略)</u> <u>C10 (略)</u> <u>C11 (略)</u> <u>C12 (略)</u> <u>C13 (略)</u> <u>C14 (略)</u> <u>C15 (略)</u> <u>C16 (略)</u> <u>C17 (略)</u> <u>C18 (略)</u>		
2	(省略)	(省略)	
3	(省略)	(省略)	
(4) (1)から(3)までを除く海域			

	<u>B4 (略)</u> <u>B5 (略)</u> <u>B6 (略)</u> <u>B7 (略)</u> <u>B8 (略)</u> <u>B9 (略)</u> <u>B10 (略)</u> <u>B11 (略)</u> <u>B12 (略)</u> <u>B13 (略)</u> <u>B14 (略)</u> <u>B15 (略)</u> <u>B16 (略)</u> <u>B17 (略)</u> <u>B18 (略)</u>		
2	(省略)	(省略)	
3	(省略)	(省略)	
(3) (1)及び(2)を除く海域			

京都海区漁業調整委員会指示第69号(案)新旧対照表

現行 (第67号)		更新後 (第69号)	
<p>(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)</p> <p>2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならぬ。</p>		<p>(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)</p> <p>2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならぬ。</p>	
海域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備	海域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備
1	<p>距岸2海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の <u>D1</u>、<u>D2</u>、<u>D3</u>、<u>D4</u>、<u>D5</u>、<u>D6</u> 及び <u>D7</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>D1</u> (略)</p> <p><u>D2</u> (略)</p> <p><u>D3</u> (略)</p> <p><u>D4</u> (略)</p> <p><u>D5</u> (略)</p> <p><u>D6</u> (略)</p> <p><u>D7</u> (略)</p> <p>(2) 次の <u>E1</u>、<u>E2</u>、<u>E3</u>、<u>E4</u>、<u>E5</u> 及び <u>E6</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>E1</u> (略)</p>	1	<p>距岸2海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の <u>C1</u>、<u>C2</u>、<u>C3</u>、<u>C4</u>、<u>C5</u>、<u>C6</u> 及び <u>C7</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>C1</u> (略)</p> <p><u>C2</u> (略)</p> <p><u>C3</u> (略)</p> <p><u>C4</u> (略)</p> <p><u>C5</u> (略)</p> <p><u>C6</u> (略)</p> <p><u>C7</u> (略)</p> <p>(2) 次の <u>D1</u>、<u>D2</u>、<u>D3</u>、<u>D4</u>、<u>D5</u> 及び <u>D6</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>D1</u> (略)</p>

	<u>E2</u> (略) <u>E3</u> (略) <u>E4</u> (略) <u>E5</u> (略) <u>E6</u> (略) (3) (1)及び(2)を除く海域				
2	(省略)				(省略)
3	(省略)				(省略)
	<u>D2</u> (略) <u>D3</u> (略) <u>D4</u> (略) <u>D5</u> (略) <u>D6</u> (略) (3) (1)及び(2)を除く海域				
2	(省略)				(省略)
3	(省略)				(省略)

京都海区漁業調整委員会指示第 69 号 (案)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭 矢 護

(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)

- 1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸崎突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺 (水深 100 メートル以浅) の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の A1、A2、A3、A4、A5、A6、A7、A8 及び A9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>A1 北緯 35 度 33.48 分 東経 135 度 29.20 分 A2 北緯 35 度 34.07 分 東経 135 度 29.51 分 A3 北緯 35 度 37.03 分 東経 135 度 29.75 分 A4 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 26.92 分 A5 北緯 35 度 37.10 分 東経 135 度 25.15 分 A6 北緯 35 度 36.41 分 東経 135 度 24.27 分 A7 北緯 35 度 35.75 分 東経 135 度 24.08 分 A8 北緯 35 度 34.79 分 東経 135 度 24.62 分 A9 北緯 35 度 34.44 分 東経 135 度 25.53 分</p>	<p>(1) 及び (2) の海域：火光使用禁止</p> <p>(3) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	<p>(2) 次の B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8、B9、B10、B11、B12、B13、B14、B15、B16、B17 及び B18 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(ただし、共同漁業権京共第 22 号の区域については、9 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>B1 北緯 35 度 33.97 分 東経 135 度 23.90 分 B2 北緯 35 度 34.69 分 東経 135 度 23.75 分 B3 北緯 35 度 35.40 分 東経 135 度 22.70 分 B4 北緯 35 度 35.41 分 東経 135 度 21.81 分 B5 北緯 35 度 34.61 分 東経 135 度 19.63 分 B6 北緯 35 度 34.18 分 東経 135 度 18.92 分 B7 北緯 35 度 36.79 分 東経 135 度 17.28 分 B8 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 17.68 分 B9 北緯 35 度 38.12 分 東経 135 度 19.43 分 B10 北緯 35 度 40.02 分 東経 135 度 20.20 分 B11 北緯 35 度 42.26 分 東経 135 度 20.53 分 B12 北緯 35 度 45.16 分 東経 135 度 18.78 分 B13 北緯 35 度 45.48 分 東経 135 度 17.63 分 B14 北緯 35 度 46.38 分 東経 135 度 17.42 分 B15 北緯 35 度 47.19 分 東経 135 度 16.37 分 B16 北緯 35 度 47.50 分 東経 135 度 15.30 分 B17 北緯 35 度 47.17 分 東経 135 度 14.16 分 B18 北緯 35 度 46.51 分 東経 135 度 13.65 分</p> <p>(3) (1) 及び (2) を除く海域</p>	
2	北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域(1 の項の海域を除く。)	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いかつり漁業禁止区域線(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表第 2 いかつり漁業の項 1 口(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	3 キロワット以内の電球 18 個以内

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

2. 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6 及び C7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>C1 北緯 35 度 40. 59 分 東経 134 度 58. 21 分 C2 北緯 35 度 41. 86 分 東経 134 度 57. 59 分 C3 北緯 35 度 42. 01 分 東経 134 度 56. 85 分 C4 北緯 35 度 41. 57 分 東経 134 度 56. 18 分 C5 北緯 35 度 40. 97 分 東経 134 度 56. 21 分 C6 北緯 35 度 40. 18 分 東経 134 度 57. 03 分 C7 北緯 35 度 40. 35 分 東経 134 度 57. 83 分</p> <p>(2) 次の D1、D2、D3、D4、D5 及び D6 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>D1 北緯 35 度 38. 91 分 東経 134 度 54. 06 分 D2 北緯 35 度 39. 14 分 東経 134 度 54. 67 分 D3 北緯 35 度 40. 74 分 東経 134 度 55. 37 分 D4 北緯 35 度 41. 32 分 東経 134 度 54. 56 分 D5 北緯 35 度 41. 32 分 東経 134 度 51. 83 分 D6 北緯 35 度 39. 47 分 東経 134 度 52. 05 分</p> <p>(3) (1) 及び (2) を除く海域</p>	<p>(1) 及び (2) の海域： 火光使用禁止</p> <p>(3) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>
2	距岸 2 海里を超え、水深 200 メートル以浅の海域	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	水深 200 メートルを超え、いかつり漁業禁止区域線 (指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38	3 キロワット以内の電球 18 個以内

年農林省令第5号)別表第2 いかつり漁業の項1口(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和9年3月31日までとする。

(廃止)

4 令和3年3月30日付け京都海区漁業調整委員会指示第67号は、廃止する。

京都海区漁業調整委員会指示第 70 号（案）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における油餌を使用する釣漁法及びびはえなわ漁業について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭 矢 護

- 1 油餌（油いかその他油性物を利用した餌又はその擬似をいう。）を使用する釣漁法及びびはえなわ漁業を行ってはならない。
- 2 この指示の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（廃止）

- 3 令和 3 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 68 号は、廃止する。

第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和
6管理年度における知事管理漁獲可能量に
ついて（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議を
お願いします。

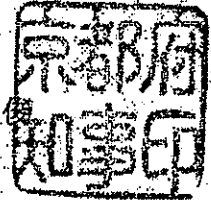
【添付資料】

資料2 特定水産資源に関する令和6管理年度における
知事管理漁獲可能量について（諮問）

6漁調委

6水第111号
令和6年3月12日京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲
可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり定めることについて、同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ （小型魚） 21.7 t	京都府定置漁業	18.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ （大型魚） 24.1 t	京都府定置漁業	21.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.2 t
	留保	1.3 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

第3号議案 かごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3-1 諮問文（写）

資料3-2 【別 紙】（制限措置等）



6水事第131号
令和6年3月7日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



かごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定を実施するため、上記漁業のうち、ばいがいかごなわ漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条 件
かごなわ漁業(ばい がいかごなわ漁業)	4隻※ (許可期間1年、継続 許可の規定なし)	制限なし	京都府沖合海面(東経 135度02分以東の海域) 京都府沖合海面(東経 135度12分以西の海域)	6月1日から8月31日まで	京都府に住所を有する者	(1) ずわいがに及びびべにずわいがにを採捕してはならない。 (2) 水深200メートル未満では操業してはならない。 (3) かごの数は1連に100個以内とし、かごの隙穿孔は直径20センチメートル以内 でなければならぬ。 (4) 漁具は1隻につき2連までとする。 (5) 漁具の高端に水面上1.5メートル以上の高さには標旗を立て、標旗には許可番 号、船名及び氏名又は名称を明記しなければならない。

※) 許可上限は4隻であり、例年、舞鶴地区と京丹後地区の底びき網漁船(各地区2隻で操業:計4隻)が底びき網の休漁期(6月~8月)にあわせて本漁業の許可を得て実施するもの。

知事許可漁業取扱方針では、本漁業は短期許可(1年)かつ継続許可の対象外であることから、新規許可と同様の扱いとなる。

第 43 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【内 容】

令和 6 年 2 月 22 日に開催されました「第 43 回日本海・九州西広域漁業調整委員会」について、その概要を報告します。

本会からは、川崎芳彦委員が出席

【添付資料】

報告資料 1 議事次第、委員名簿、資料抜粋

第 43 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 6 年 2 月 22 日（木） 13：30～

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 16D
（東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング 16 階）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域魚種の資源管理について
 - ① 部会における取組
 - ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ
 - ④ 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- (5) その他
 - ① T A C 魚種拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和 6 年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会委員	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長代理	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会委員	
	福井県 鈴木 聖子	福井海区漁業調整委員会会長代理	
	京都府 川崎 芳彦	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会副会長	
	鳥取県 朝日田 卓朗	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 中東 達夫	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 中島 均■	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 後藤 政則	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 高平 真二	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 平山 泉	有明海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島	—	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 代表理事組合長
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャー・ジャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
 - ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和 5 年度は、上記③について、令和 5 年 4 月 28 日から 5 月 31 日まで、6 月 18 日から 6 月 30 日まで、7 月 10 日から 7 月 31 日まで、11 月 4 日から 12 月 31 日まで及び令和 6 年 1 月 24 日から 3 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 6 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

2. 委員会指示第 75 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 3 日以内に水産庁に報告（現行は 5 日以内）

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12 月	R7年 1月	2～3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和6年2月1日現在)

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R6年 1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕 禁止	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	—	11/4-12/31	1/24-3/31	

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から同年12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量(40-31.3-2.6=6.1)

全海区における令和6年4月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合：令和7年3月31日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 委員会指示(案)に違反した者への対応について

現行では、「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第72号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について3年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である1年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにするもの。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、

直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和6年2月 22 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス `km-yugyo@maff.go.jp` 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分(J1、J4~J10)を記入するものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示75号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

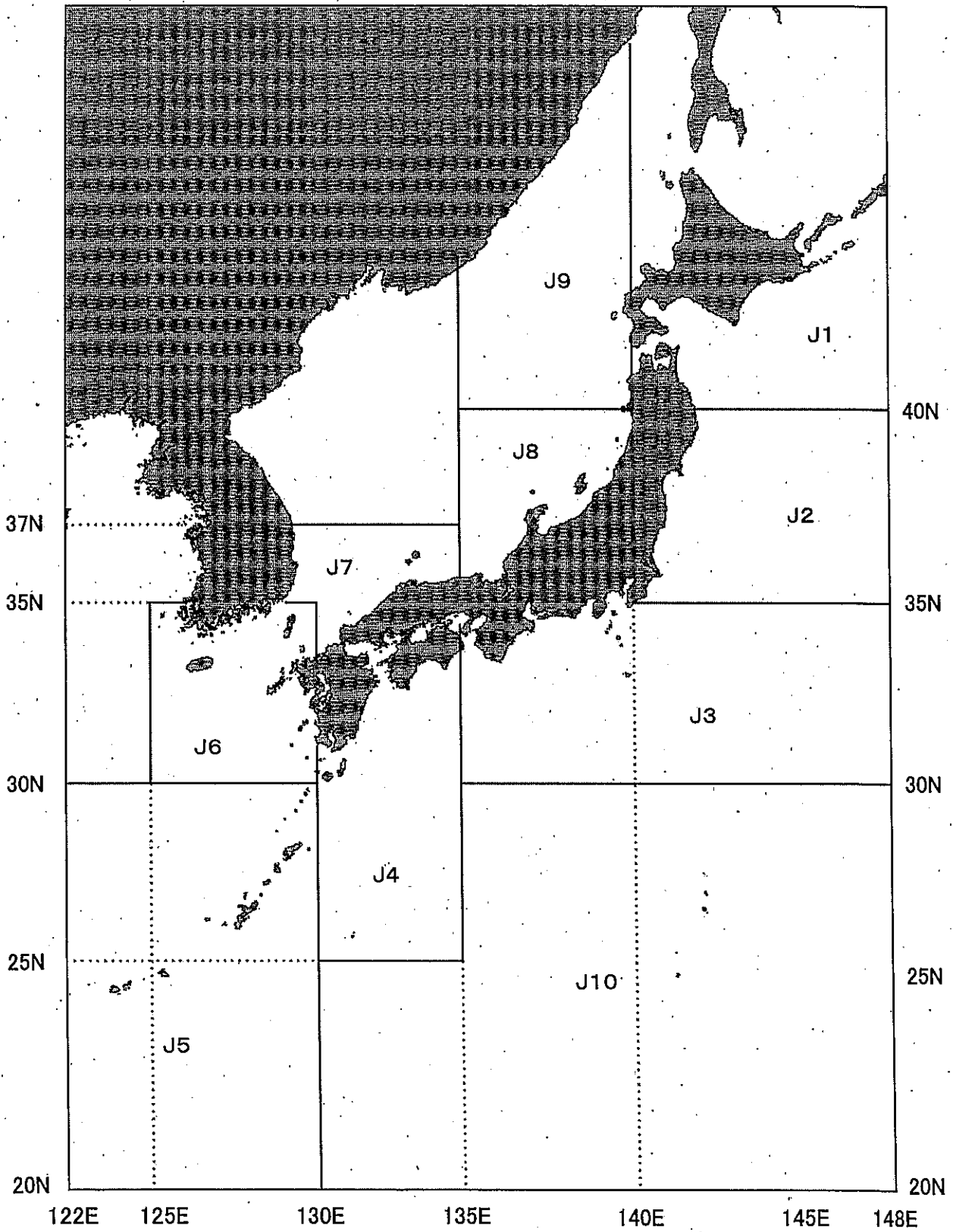
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名			
陸揚げした日	尾数	重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

※ 遊漁船（遊漁船業者が乗客を漁場に案内するもの）を利用した場合に記載

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐるの採捕の制限の違反者への対応方針 (案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐるの採捕の制限の違反者への対応方針</p> <p>令和6年2月22日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 (以下「委員会指示」という。) 第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 (以下「会長」という。) に報告する。</p> <p>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる申請 (裏付命令の申請) をする。裏付命令の申請に係る手続は会長 (又は会長職務代理) 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>	<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第72号に基づく遊漁者のくろまぐるの採捕の制限の違反者への対応方針</p> <p>令和5年3月14日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 (以下「委員会指示」という。) 第72号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 (以下「会長」という。) に報告する。</p> <p>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。</p> <p>3. 上記2の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合は、再度違反が確認された場合は、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。裏付命令の申請に係る手続は会長 (又は会長職務代理) 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 6 年 2 月 22 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 75 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

大中型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和6年2月19日に、大中型まき網漁業との調整を考える会（第34回幹事会）を開催しましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料2

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
第34回幹事会について
(令和6年度中部日本海まき網漁業船主部会
への要望内容協議結果概要)

第 34 回 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会について

(結 果 概 要)

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 19 日(月) 午後 2:00~3:00
- 2 開催場所 宮津市小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3 階 研修室
- 3 出席者 座 長 葭矢護(京都海区漁業調整委員会会長)
幹 事 京都府漁業協同組合、漁業者各地区代表(舞鶴、与謝及び北丹後)、京都府定置漁業協会会長、京都府釣漁業連合会会長
関係団体 京都釣船業協同組合代表理事
事務局 栗屋京都海区漁業調整委員会事務局長ほか 5 名

4 協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

幹事、関係団体及び京都府から、京都府沿岸域のまき網操業状況の報告がありました。

事務局から、まき網操業状況(漁況情報、舞鶴漁港への水揚状況等)の報告をしました。

(2) まき網漁業者との協議について

次回の中部日本海まき網漁業協議会船主部会(令和 6 年 6 月 11 日予定)に向けて、要求内容のポイントを整理し、今後の対応について協議のうえ取りまとめました。

主な意見

- ①海上運航、操業時の安全確保から、まき網漁船については、京都府沿岸域を航行・操業する際は AIS(船舶自動識別装置)を作動させること、舞鶴港などへの入港時には、かき養殖筏などで作業をしている漁業者が、曳き波の影響により事故、被害に遭わないよう速力を 8 ノット以下に減速するなど、事故防止・安全航行に努めるよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。
- ②引き続き、白石礁周辺において 11 月から 12 月末までは、(ブリなどの優良

魚種を水揚げ出来るため)地元船等に配慮して操業を自粛するよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。

- ③京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は沿岸から3海里までと他海域よりも著しく狭いため、まき網との漁場の競合が起こっている。このことについては、本会とまき網漁業者団体との話し合いだけでなく、行政、業界団体などが協力し、全漁調連の日本海ブロック会議などあらゆる機会を利用して、国等に対しまき網操業禁止ラインの沖出しを要請すべきである。

5 てん末

次回の船主部会には、別紙案の内容に、減速する際の目安となる速力を加え、より具体的に要望していくこととします。

【別紙】

(案)

令和6年6月11日

＜下線部が昨年度文書からの変更点＞

中部日本海まき網漁業協議会
会長 石井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 葭 矢 護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、18年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項等の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

令和元年には、貴協議会所属のまき網船に、回転灯を点け操業中の本府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しております。本府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただいていることは承知しておりますが、AIS（船舶自動識別装置）を利用すれば、簡単・確実に航行等の安全に役立ちますので、法令等で常時作動させることは義務付けられていませんが、決議事項3のとおり「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する本府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、平成31年度に引き続き、令和2年度に決議事項6の期間を「10月から11月」から「11月から12月末」へと変更することについて要望したところですが、御存知のとおり12月のブリの漁獲は本府沿岸漁業におきましては非常

に重要でありますので、操業について御配慮をお願いいたします。

加えて、令和5年度に決議事項4に「舞鶴港などの入港時での低速航行による事故防止」について追加要望いたしました。舞鶴湾内では、『丹後とりがい』やかき類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、特に、早朝から午前中までの時間の湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

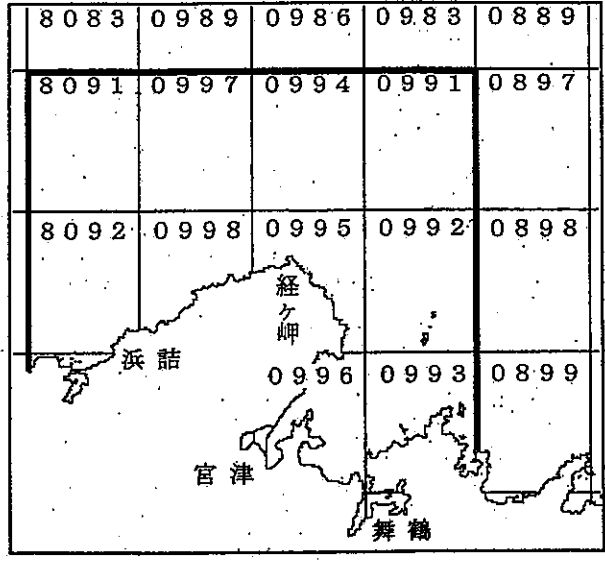
本年も下記の決議事項について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員に周知のほどよろしくをお願いいたします。

記

- 1 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- 2 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
- 3 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 4 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業等にも配慮して、できるだけ低速(8ノット以下の速力が望ましい)で航行し、事故防止に努める。
- 5 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 6 大グリ、冠島周辺において3月から4月末まで、11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

操業の自粛をお願いする海域

[対象海域]
 ▼白石礁周辺
 11月～12月末の期間
 ▼大グリ及び冠島周辺
 3月～4月末の期間
 11月～12月末の期間
 ▼テンバグリ・シモグリ周辺
 いか釣等の操業中は、
 御配慮をお願いします。



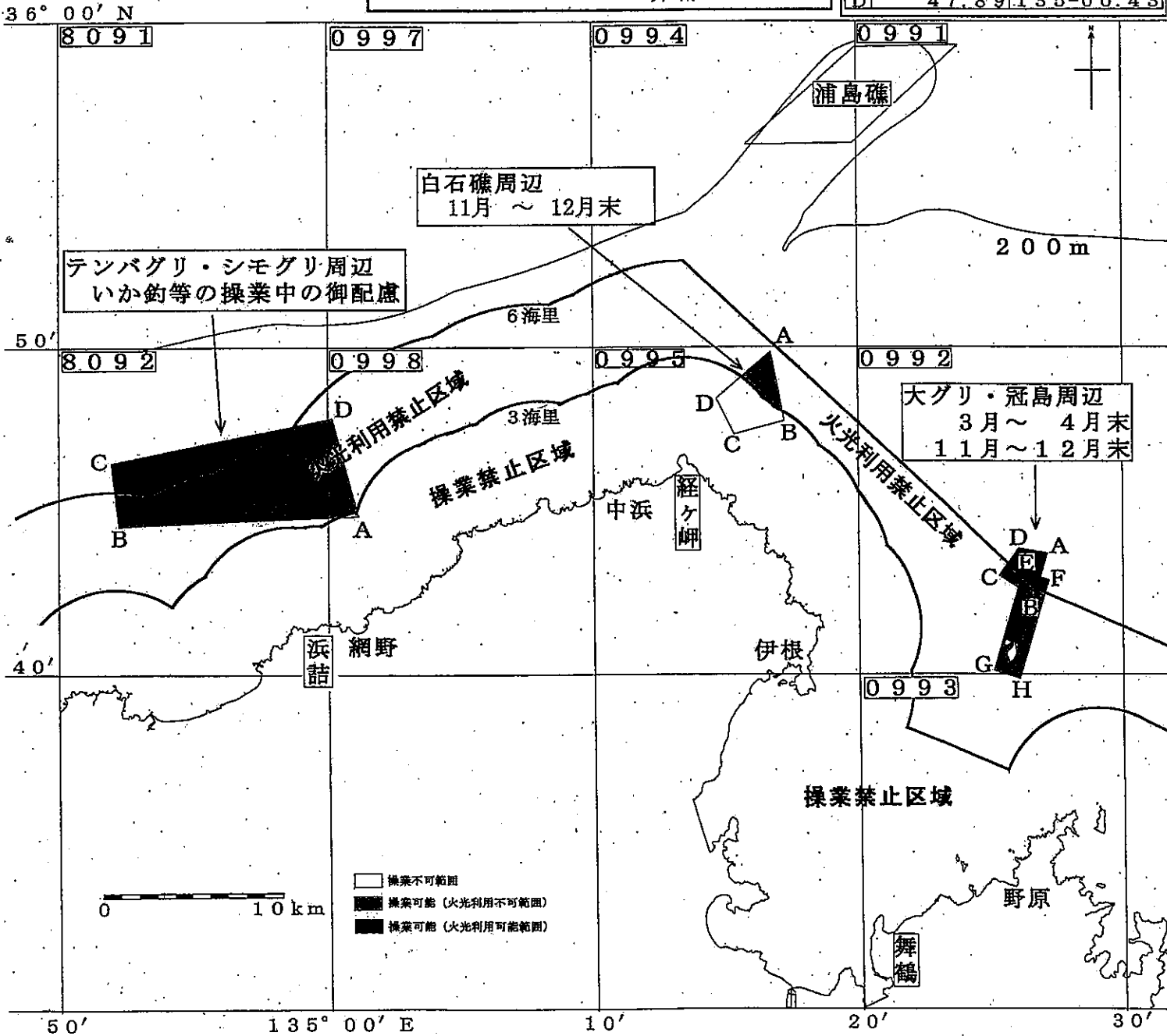
緯度・経度 (世界測地系)

白石礁周辺	
A	35-49.77 135-16.69
B	47.67 17.18
C	47.25 15.31
D	48.37 14.65

大グリ周辺	
A	35-43.89 135-26.79
B	42.54 26.31
C	43.21 24.95
D	44.04 25.71

冠島周辺	
E	35-43.33 135-25.84
F	43.05 26.83
H	40.11 25.75
G	40.37 24.78

テンバグリ・シモグリ周辺	
A	35-44.89 135-01.43
B	44.69 134-52.93
C	46.64 134-52.68
D	47.89 135-00.43



※ ABCD : 京都府漁場利用協定区域 EFHG : 京共第7号共同漁業権

令和5年度第22期京都海区漁業調整委員会の活動
報告について

【内 容】

令和5年度の当委員会の活動について報告いたします。

【添付資料】

報告資料3 第22期京都海区漁業調整委員会活動記録
(令和6年3月)

第 22 期京都海区漁業調整委員会活動記録

令和 6 年 3 月

京都海区漁業調整委員会

第 22 期京都海区漁業調整委員会委員名簿

役職名	区 分	氏 名	期 間
会 長	学 識 経 験 者	よしや 葭 矢	まもる 護
副会長	漁業者・漁業従事者	やぎ 八 木	かずひろ 一 弘
委 員	〃	つだ 津 田	よしはる 嘉 春
〃	〃	かわさき 川 崎	よしひこ 芳 彦
〃	〃	かりの 狩 野	やすのり 安 徳
〃	〃	いしくら 石 倉	なおまさ 尚 正
〃	〃	むらおか 村 岡	しげき 繁 樹
〃	学 識 経 験 者	ますだ 益 田	れいじ 玲 爾
〃	〃	いけだ 池 田	かよこ 香 代 子
〃	中 立	よしもと 吉 本	ひでき 秀 樹

- 日本海・九州西広域漁業調整委員会
 - ・川崎委員が就任（令和 7 年 9 月 30 日まで）

- 大中小型まき網漁業との調整を考える会
 - ・葭矢会長が同会の座長を担う

第 22 期京都海区漁業調整委員会の活動記録

1 委員会としての活動

(1) 委員会の開催

期	年月日	審議事項	報告事項
1	令和 3 年 5 月 20 日 〔出席委員 9 名〕	①会長及び副会長の選出 ②広域漁業調整委員会委員の選出 ③第 21 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項 ④知事許可漁業の許可の有効期間 (諮問) (小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業))、(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)))	/
2	6 月 15 日 〔出席委員 9 名〕	①京都府資源管理方針の一部改正 (諮問) ②特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量(諮問) (ずわいがに、さば類、くろまぐろ) ③知事許可漁業の制限措置等 (諮問) (小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業))	/
3	8 月 24 日 〔出席委員 9 名〕	①知事許可漁業の制限措置等 (諮問) (小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))、固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)) ②広域漁業調整委員会委員の選出 ③令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題	①京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の変更 ②太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示 ③京都府漁場利用協定

期日	年月日	審議事項	報告事項
4	令和3年 10月21日 〔出席委員 7名〕	①知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰第 二種漁業(自家用釣餌料びき網 漁業))、さよりニそうびき機 船船びき網漁業、固定式刺網 漁業(はまち底刺網漁業)〕 ②令和3年度全国海区漁業調整 委員会連合会日本海ブロック 会議に提出する要望	①漁業権の行使状況
5	12月13日 〔出席委員 8名〕	①特定水産資源に関する令和4 管理年度における知事管理漁獲 可能量(諮問) 〔さんま、あじ、まいわし〕 ②特定水産資源に関する令和3 管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更(諮問) 〔くろまぐろ〕	①令和3年度全国海区漁業調整 委員会連合会日本海ブロック 会議 ②第39回日本海・九州西広域 漁業調整委員会
6	令和4年 1月18日 〔出席委員 9名〕	①特定水産資源に関する令和3 管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更(諮問) 〔くろまぐろ〕 ②知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰第 三種漁業(とりがいけた網漁 業))、小型いかつり漁業〕 ③漁業法第32条第2項の規定 に基づき京都府知事が行う 助言、指導又は勧告に関 する指針	①漁業権の資源管理状況等 の報告

期	年月日	審議事項	報告事項
7	令和4年 2月22日 〔出席委員 7名〕	①特定水産資源に関する令和4 管理年度における知事管理漁獲 可能量(諮問) 〔くろまぐろ、するめいか〕 ②特定水産資源に関する令和3 管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更(諮問) 〔くろまぐろ〕 ③知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔ばいがいかごなわ〕	①漁業法第32条第2項の規定 により京都府知事が行う 助言、指導又は勧告に関 する運用指針 ②令和3年度の活動報告 ③令和4年度の活動予定
8	6月17日 〔出席委員 9名〕	①特定水産資源に関する令和4 管理年度における知事管理 漁獲可能量(諮問) ②特定水産資源(くろまぐろ) に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量 (諮問) ③知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰第 一種漁業)〕	①令和3年漁期「資源管理の 状況等の報告」 ②第15次漁場計画について ③全国海区漁業調整委員会 連合会通常総会 ④大中型まき網漁業との調整 ⑤太平洋クロマグロ遊漁に 関する委員会指示
9	8月29日 〔出席委員 9名〕	①知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰第 三種漁業(なまこけた網漁業))〕 ②知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔固定式網漁業(ひらめ底刺網漁業)〕 ③令和4年度全国海区漁業調整 委員会連合会日本海ブロック 会議に提出する議題	①第15次漁場計画について ②京都府海域における知事 許可漁業の許可等に関す る取扱方針の改正 ③全国海区漁業調整委員会 連合会通常総会(第58回) の結果 ④太平洋クロマグロの遊漁に 関する委員会指示

期日	年月日	審議事項	報告事項
10	令和4年 10月25日 〔出席委員 8名〕	①知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰第 二種漁業(自家用釣餌料びき網 漁業))〕	①京都府栽培漁業基本計画 (第8次)案 ②令和4年度全国海区漁業 調整委員会連合会日本海 ブロック会議 ③大中型まき網漁業との調整
11	12月13日 〔出席委員 7名〕	①第8次京都府栽培漁業基本 計画(諮問) ②特定水産資源に関する令和5 管理年度における知事管理漁獲 可能量(諮問) 〔さんま、あじ、まいわし〕 ③特定水産資源に関する令和4 管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更(諮問) 〔くろまぐろ〕 ④知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔さよりニそうびき機船船びき 網漁業〕 ⑤知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔固定式刺網漁業(はまち底刺網 漁業)〕	①第41回日本海・九州西広域 漁業調整委員会 ②第15次漁場計画策定に 向けた作業状況 ③海洋調査船の代船建造
12	令和5年 1月24日 〔出席委員 7名〕	①知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔いさざ落し網漁業〕	①第15次漁場計画の素案

期	年月日	審議事項	報告事項
13	令和5年 2月20日 〔出席委員 8名〕	①特定水産資源に関する令和4 管理年度における知事管理漁獲 可能量(諮問)(くろまぐる) ② 〃 ③知事許可漁業の制限措置 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰第 三種漁業(とりがいけた網漁業))〕 ④知事許可漁業の制限措置 (諮問) (小型いかつり漁業)	/
14	3月20日 〔出席委員 8名〕	①京都府資源管理方針の変更 (諮問) ②特定水産資源に関する令和5 管理年度における知事管理漁獲 可能量(諮問) 〔くろまぐる、するめいか〕 ③知事許可漁業の制限措置 (諮問) 〔ばいがいかごなわ漁業〕 ④個人情報の保護に関する 法律施行規程の制定 ⑤京都府情報公開条例施行 規程の一部改正	①特定水産資源に関する令和4 管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更(くろまぐる) ②第42回日本海・九州西広域 漁業調整委員会 ③大中型まき網漁業との調整 ④令和4年度第22期京都海区 漁業調整委員会の活動報告 ⑤令和5年度第22期京都海区 漁業調整委員会の予定
15	6月28日 〔出席委員 8名〕	①特定水産資源に関する令和5 管理年度における知事管理漁獲 可能量(諮問) 〔ずわいがに、さば類〕 ②知事許可漁業の制限措置等 (諮問) 〔小型機船底びき網漁業(手繰 第一種漁業)〕	①京都府海域における知事許 可漁業の許可等に関する取 扱方針の改正 ②全国海区漁業調整委員会 連合会通常総会 ③大中型まき網漁業との調整

16	令和5年 7月21日 〔出席委員 8名〕	①特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量(諮問) ②京都府海面における第15次漁場計画の作成 ③公聴会の開催日程	①令和4年漁期資源管理の状況等の報告
17	8月3日 〔出席委員 7名〕	①京都府海面における第15次漁場計画の作成(諮問) ②知事許可漁業の制限措置等(諮問) 〔手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業)〕 ③令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望課題	/
18	11月29日 〔出席委員 8名〕	①京都府海面における第15次漁場計画に係る漁業権の免許(諮問) ②京都府資源管理方針の変更(諮問) ③特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(諮問) ④特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量(諮問) ⑤知事許可漁業の制限措置等(諮問)	①京都海区漁業調整委員会において保有する個人情報適切な管理のための措置に関する指針 ②令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果

		<p>(小型機船底びき網漁業(手繰第 三種漁業(とりがいた網漁 業))、小型いかつり漁業)</p> <p>⑥個人情報保護制度に係る 補助執行</p>	
19	<p>12月19日 〔出席委員〕 6名</p>	<p>①(機船底びき網漁業(さより 二そうびき機船船びき網漁 業)の制限措置等諮問)</p> <p>②いさざ落し網漁業の制限措 置等(諮問)</p>	<p>①令和5年度全国海区漁業 調整委員会連合会日本海 ブロック会議について</p> <p>②大中型まき網漁業との調整</p>
20	<p>令和6年 1月18日 〔出席委員〕 6名</p>	<p>①特定水産資源(くろまぐろ)に 関する令和5管理年度にお ける知事管理漁獲可能量 (諮問)</p> <p>②京都府資源管理方針の変更 (諮問)</p>	<p>①京都海区漁業調整委員会 指示第67号及び68号に ついて</p>
21	<p>2月13日 〔出席委員〕 7名</p>	<p>①小型機船底びき網漁業の制 限措置等(諮問)</p> <p>②小型いかつり漁業の制限措 置等(諮問)</p> <p>③京都海区漁業調整委員会指示 第67号及び68号について</p>	
22	<p>3月12日 〔出席委員〕 名</p>	<p>①京都海区漁業調整委員会指 示について</p> <p>②特定水産資源に関する令和 6管理年度における知事管理 漁獲可能量(諮問)</p> <p>③かごなわ漁業の制限措置等 (諮問)</p>	<p>①第43回日本海・九州西広域 漁業調整委員会</p> <p>②大中型まき網漁業との調整</p> <p>③令和5年度第22期京都海区 漁業調整委員会の活動報告</p> <p>④令和6年度第22期京都海区 漁業調整委員会の予定</p>

(2) 諮問に対する答申

諮 問		委員 会	答 申	
年月日 (受付年月日)	内 容		年月日	内容
令和3年 5月11日 (")	知事許可漁業の許可の有効期間 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	第一 回	令和3年 5月24日	原 案 に 異 議 が な い 旨 を 答 申
6月10日 (6月11日)	京都府資源管理方針の一部改正 特定水産資源に関する令和3管理年度に おける知事管理漁獲可能量(ずわいがに、さば類) " (くろまぐろ)	第二 回	6月16日	
6月11日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(機船底びき網漁業)			
8月19日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	第三 回	8月26日	
8月20日 (")	" ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)			
10月11日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・さよりニそうびき機船船びき網漁業 ・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)	第四 回	10月25日	
12月8日 (")	特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、まいわし) 特定水産資源に関する令和3管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)	第五 回	12月14日	
令和4年 1月7日 (1月11日)	特定水産資源に関する令和3管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)	第六 回	令和4年 1月19日	
1月11日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(とりがいかけた網漁業) ・小型いかつり漁業			
2月18日 (2月21日)	特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量 (くろまぐろ、するめいか) 特定水産資源に関する令和3管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)	第七 回	2月22日	
2月15日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・ばいがいかごなわ漁業			

諮 問		委員 会	答 申	
年月日 (受付年月日)	内 容		年月日	内 容
令和4年 6月3日 (6月6日)	特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量(さば類、ずわいがに)	第 八 回	令和4年 6月20日	原 案 に 異 議 が な い 旨 を 答 申
6月8日 (6月13日)	〃 (くろまぐろ)			
6月13日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(機船底びき網漁業)			
8月8日 (8月9日)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	第 九 回	8月29日	
	〃 ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)			
10月13日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業)	第 十 回	10月25日	
12月12日 (〃)	第8次京都府栽培漁業基本計画	第 十 一 回	12月13日	
12月7日 (12月8日)	特定水産資源に関する令和5管理年度に おける知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、まいわし) 特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)			
11月29日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(さより二そうびき機船船び き網漁業) 〃 ・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)			
令和5年 1月6日 (1月10日)	知事許可漁業の制限措置等 ・いさざろし網漁業	第 十 二 回	令和5年 1月24日	
2月17日 (〃)	特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ) 〃	第 十 三 回	2月20日	
2月14日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(とりがいかた網漁業) 知事許可漁業の制限措置等 ・小型いかつり漁業			
3月14日 (3月16日)	京都府資源管理方針の変更 特定水産資源に関する令和5管理年度に おける知事管理漁獲可能量 (くろまぐろ、するめいか)	第 十 四 回	3月20日	
3月8日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・ばいがいかごなわ漁業			

諮 問		委 員 会	答 申	
年月日 (受付年月日)	内 容		年月日	内 容
令和5年 6月23日 (")	特定水産資源に関する令和5管理年度に おける知事管理漁獲可能量 (ずわいがに、さば類) 知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(小型機船底びき網漁業)	第 十 五 回	令和5年 6月28日	原 案 に 異 議 が な い 旨 を 答 申
7月21日 (")	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理 年度における知事管理漁獲可能量	第 十 六 回	7月21日	
7月19日 (")	京都府海面における第15次漁場計画の作成	第 十 七 回	8月3日	
7月26日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業) ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)		8月9日	
11月27日 (")	京都府海面における第15次漁場計画に係る 漁業権の免許 京都府資源管理方針の変更 (かたくちいわし、うるめいわし追加) 特定水産資源に関する令和6管理年度にお ける知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、いわし類)	第 十 八 回	11月29日	
11月22日 (")	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管 理年度における知事管理漁獲可能量			
11月16日 (")	知事許可漁業の制限措置等 ・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)			
12月18日 (")	機船底びき網漁業(さより二そうびき機船 船びき網漁業)の制限措置等 いさざ落し網漁業の制限措置等	第 十 九 回	12月25日	
令和6年 1月17日 (")	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5 管理年度における知事管理漁獲可能量 特定水産資源に関する令和5管理年度にお ける知事管理漁獲可能量の変更の取扱い 京都府資源管理方針の変更	第 二 十 回	令和6年 1月18日	

令和6年 2月5日 (2月6日)	小型機船底びき網漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(とりがいた網漁業)	第二十一回	令和6年 2月21日	原案に異議がない旨を答申
2月6日 (2月6日)	小型いかつり漁業の制限措置等			
3月11日 (3月11日)	特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量 (くろまぐろ)	第二十二回		
3月8日 (3月8日)	かごなわ漁業の制限措置等 ・ばいかごなわ漁業			

(3) 委員会指示の発動

年月日	委員会指示の内容

○火光利用釣漁法の制限（委員会指示第67号）

有効期間：令和3年3月30日から令和6年3月31日まで

○油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限（委員会指示第68号）

有効期間：令和3年3月30日から令和6年3月31日まで

(4) 委員協議会の開催

年月日	内容

(5) 公聴会の開催

年月日	事項
令和5年 8月3日	第15次漁場計画の作成について、漁業関係者2名から意見公述。

2 全国海区漁業調整委員会連合会関連

(1) 総会

年月日	会議名等	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 6月20日	第58回 通常総会	書面開催		
令和5年 5月26日	第59回 通常総会	通常開催	東京都港区 ベイサイドホテル アジュール竹芝	葭矢会長

(2) 日本海ブロック会議

年月日	回数 幹事	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 10月18日	第50回 石川海区	通常開催	石川県金沢市 KKR ホテル金沢	葭矢会長
令和5年 10月12,13日	第51回 山口日本海 海区	通常開催	山口県下関市 シーモールパレス	

3 広域漁業調整委員会 ※川崎委員が委員

(1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 12月1日	第41回	WEB開催	水産庁 ※川崎委員は、水産事務所 からWEB参加	川崎委員
令和5年 3月14日	第42回	対面・WEB 併用開催	東京都中央区 AP 日本橋	
令和6年 2月22日	第43回	"	東京都千代田区 TKP 新橋 ※川崎委員は、水産事務所 からWEB参加	

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会日本海西部会

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 11月30日	第31回	WEB開催	水産庁 ※川崎委員は、京都府水産事務 所からWEB参加	
令和6年 2月22日	第32回	対面・WEB 併用開催	東京都千代田区 TKP 新橋 ※川崎委員は、京都府水産事務所からWEB 参加	

4 漁業調整の活動に対する支援

(1) 大中型まき網漁業との調整について

ア 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会

年月日	回数	開催場所	出席委員
令和5年 2月28日	第32回	京都府水産事務所	葭矢会長
" 11月7日	第33回		
令和6年 2月19日	第34回		

イ 中部日本海まき網漁業協議会船主部会

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和4年 6月9,10日	令和4年度第1回	石川県七尾市 和倉温泉 加賀屋	葭矢会長
令和5年 6月14,15日	令和5年度第1回	石川県金沢市 ANAクラウンプラザ ホテル金沢	

ウ その他

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和5年 2月10日	まき網漁業関係者との 調整	京都府漁業協同組合本所	葭矢会長

(2) 漁業と遊漁との調整について

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和3年 7月20日 (協定締結)	京都府漁場利用協定 締結団体代表者会議	※新型コロナウイルス感染症により、 書面で持ち回り 葭矢会長が立会人	
	京都府漁場利用協定 地区協議会		

5 その他

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和4年 11月12,13日	全国豊かな海づくり大会 (兵庫大会)	兵庫県明石市	葭矢会長
令和5年 3月18日	漁業調整に係る打ち合 わせ	宮津市 京都府水産事務所	
" 6月19日	漁業調整に係る水産課 との打ち合わせ	京都市上京区 京都府庁	
" 9月16,17日	全国豊かな海づくり大会 (北海道大会)	北海道厚岸郡厚岸町 厚岸漁港及び特設会場	

令和 6 年度第 22 期京都海区漁業調整委員会の予定
について

【内 容】

令和 6 年度の当委員会の予定について報告いたします。

【添付資料】

報告資料 4 京都海区漁業調整委員会の令和 6 年度委員会等
開催予定について

京都海区漁業調整委員会 令和6年度委員会等開催予定について

委員会	令和6年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和7年1月		2月		3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
1 委員会																									
2 委員会 指示																									
3 まき網 漁業との 調整																									
4 全国海区 漁業調整 委員会連 合会																									
5 日本海・ 九州西広 域漁業調 整委員会																									
6 漁場利用 協定																									
7 その他																									

予定以外に京都府知事から諮問などがあり、緊急を要する場合は、委員会等の開催について、全農と相談し、開催させていただきま

指示内容の見直し

委員会
指示発動
指 示 指 示
R6.4.1~

(現行指示 R6.4.1~R9.3.31)

委員会	5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和7年1月		2月		3月				
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
1 委員会																									
2 委員会 指示																									
3 まき網 漁業との 調整																									
4 全国海区 漁業調整 委員会連 合会																									
5 日本海・ 九州西広 域漁業調 整委員会																									
6 漁場利用 協定																									
7 その他																									

関係者と協議 適宜 対応

資源管理関係で諮問予定 ★
漁業許可関係で諮問予定 ○
漁業権関係で諮問等予定 ◆

